

第 2 回

岩手中部水道企業団議会臨時会 会 議 録

平成 26 年 8 月 22 日 開会

平成 26 年 8 月 22 日 閉会

岩手中部水道企業団

第2回岩手中部水道企業団議会臨時会会議録

1 開会 平成26年8月22日 (金曜日) 午後4時00分

2 閉会 平成26年8月22日 (金曜日) 午後4時42分

3 議事日程

日時 平成26年8月22日 (金曜日) 午後4時05分開議

場所 北上市江釣子地区交流センター 3階会議室

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 副議長の選挙

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 業務報告

第7 現金出納検査の報告

第8 議案第29号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第30号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1番	松田昇君	2番	高橋修君
3番	武田勝君	4番	星敦子君
5番	若柳良明君	6番	高橋勤君
7番	伊藤源康君	8番	及川誠君
9番	高橋進君	10番	北條喜久男君
11番	鈴木健二郎君	12番	星俊和君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

3番	武田勝君	4番	星敦子君
----	------	----	------

8 事務局職員出席者

局	長	菊池明彦君
総務課	長	瀬川光雄君
経営企画課	長	菊池明敏君
給配水課	長	高橋卓也君
工務課	長	高橋誠雄君
浄水課	長	小田嶋明彦君
総務課主幹		小田嶋久幸君
書記 (総務課課長補佐)		小原信也君
書記 (総務課総務係長)		吉田修君

9 説明のため出席した者

企業	長	高橋敏彦君
副企業	長	上田東一君
〃		熊谷泉君
〃		及川義明君
監査委員		本田潔君
〃		戸來喜美雄君

10 構成市町出席者

北上市生活環境部長	松岡裕君
花巻市市民生活部長	平賀政勝君
紫波町建設部長	佐藤勇悦君

午後 4時00分 開会

○議長（星 俊和君） それでは、定刻になりましたので開会いたします。

本日は大変御苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、このたび当企業団議会を構成しております花巻市の議会議員の改選と、4月1日付で企業団職員への辞令交付がございましたので、この際、改めて局長から企業団の企業長、副企業長、監査委員、構成市町の職員及び企業団職員の紹介をお願いいたします。局長。

○局長（菊池明彦君） それでは、執行機関から紹介いたします。

最初に、企業長、高橋敏彦北上市長でございます。

○企業長（高橋敏彦君） どうぞよろしくお願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、副企業長、上田東一花巻市長でございます。

○副企業長（上田東一君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、副企業長、熊谷泉紫波町長でございます。

○副企業長（熊谷 泉君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、副企業長、及川義明北上副市長でございます。

○副企業長（及川義明君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、企業団監査委員の本田潔監査委員でございます。

○監査委員（本田 潔君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、戸來喜美雄監査委員でございます。

○監査委員（戸來喜美雄君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、構成市町側の職員を紹介いたします。

北上市、松岡裕生活環境部長でございます。

○北上市生活環境部長（松岡 裕君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、花巻市、平賀政勝市民生活部長でございます。

○花巻市市民生活部長（平賀政勝君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 次に、紫波町、佐藤勇悦建設部長でございます。

○紫波町建設部長（佐藤勇悦君） よろしく願いいたします。

○局長（菊池明彦君） 続きまして、企業団職員を紹介いたします。

総務課長の瀬川光雄です。

○総務課長（瀬川光雄君） よろしく願いいたします。

- 局長（菊池明彦君） 経営企画課長の菊池明敏です。
- 経営企画課長（菊池明敏君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 給配水課長の高橋卓也です。
- 給配水課長（高橋卓也君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 工務課長の高橋誠雄です。
- 工務課長（高橋誠雄君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 浄水課長の小田嶋明彦です。
- 浄水課長（小田嶋明彦君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 総務課主幹の小田島久幸です。
- 総務課主幹（小田島久幸君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 総務課課長補佐の小原信也です。
- 総務課課長補佐（小原信也君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明彦君） 総務課総務係長の吉田修です。
- 総務課総務係長（吉田 修君） よろしくお願ひいたします。
- 局長（菊池明彦君） 最後に、私、局長の菊池明彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で紹介を終わります。

- 議長（星 俊和君） ありがとうございます。

次に、議員各位の自己紹介をお願いいたします。

着席されている順に、1番から順次、出身地と氏名をお願いいたします。

- 1番（松田 昇君） 花巻の松田昇でございます。よろしくお願ひいたします。
- 2番（高橋 修君） 同じく花巻の高橋修と申します。よろしくお願ひいたします。
- 3番（武田 勝君） 北上市の武田勝です。よろしくお願ひします。
- 4番（星 敦子君） 北上市の星敦子です。よろしくお願ひいたします。
- 5番（若柳良明君） 花巻市の若柳良明です。どうぞよろしくお願ひします。
- 6番（高橋 勤君） 花巻の高橋勤と申します。よろしくお願ひします。
- 7番（伊藤源康君） 花巻市の伊藤源康と申します。よろしくお願ひします。
- 8番（及川 誠君） 北上市の及川誠でございます。よろしくお願ひします。
- 9番（高橋 進君） 紫波の高橋進です。よろしくお願ひします。
- 10番（北條喜久男君） 紫波町の北條喜久男と申します。よろしくお願ひします。

○11番（鈴木健二郎君） 北上の鈴木健二郎です。よろしくお願いします。

○議長（星 俊和君） 北上の星俊和です。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

午後 4時05分 開議

○議長（星 俊和君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第2回岩手中部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（星 俊和君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

花巻市議会から選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（星 俊和君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指名します。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（菊池明彦君） 1番松田昇議員、2番高橋修議員、5番若柳良明議員、6番高橋勤議員、7番伊藤源康議員。

日程第3 副議長の選挙

○議長（星 俊和君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選、投票のいずれの方法により行いますか。1番。

○1番（松田 昇君） 1番松田昇でございます。

指名推選でお願いをしたいと思います。

○議長（星 俊和君） ただいま、松田議員から指名推選により選出したいという御発言があ

りましたが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

それでは、松田議員、推選をお願いいたします。

○1番（松田 昇君） 若柳良明議員を指名いたします。

○議長（星 俊和君） ただいま、松田議員から5番若柳議員を推選したいということですが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、5番若柳議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました5番若柳議員が議場におられますので、本席から会議規則第14条の規定により告知いたします。

それでは、若柳議員の御挨拶をその場所をお願いいたします。

○副議長（若柳良明君） ただいま副議長に推挙されました若柳良明でございます。

議長をしっかり補佐してまいりたいと思います。それから、2市1町、そして企業団ということで、発足間もない組織でございますので、安全体制なり賃金、労働条件なり、いろんな問題もあろうかと思っております。それらにも目を配りながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（星 俊和君） ありがとうございます。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（星 俊和君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

3番武田勝議員、4番星敦子議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（星 俊和君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6 業務報告

○議長（星 俊和君） 日程第6、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第2回岩手中部水道企業団議会臨時会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

初めに、7月27日に執行されました花巻市議会議員選挙において、めでたく当選されました議員の方々に心からお祝いを申し上げます。

また、このたび花巻市議会から選出され、岩手中部水道企業団議会議員として活躍をいただくことになりました皆様方及びただいま臨時会において副議長に選出されました若柳良明議員には、今後の企業団運営に対しまして御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、当企業団の事業運営についてであります。既に御案内のとおり、当企業団は本年4月1日から3市町及び岩手中部広域水道企業団から水道事業に係る全ての業務を引き継いだところではありますが、この引き継ぎに当たっては、新企業団事務所やお客様センターなどの組織体制、新たな水道料金体系など、住民説明会や広報紙等により事前の周知に努めてまいったところであります。

4月、5月におきましては、新水道料金や毎月検針への移行などにより、住民の皆様から照会がありましたものの、現在におきましてはほとんど照会もなく、新組織体制のもと順調に業務が遂行されておりますことを御報告申し上げます。

また、新たな企業団の創立に伴い、厚生労働省、岩手県、全国水道企業団協議会、日本水道協会、企業団議会議員を初め多くの水道関係者の御出席のもと、4月24日に創立記念式典を挙行することができました。今後とも水道水の安定供給を図るとともに、なお一層の経費削減による健全経営に努めてまいりますので、議員皆様の特段の御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、水道広域化促進事業の進捗状況について申し上げます。

同事業は、構成市町の水道施設で法定耐用年数を経過した施設を更新する経年施設更新事業と広域化によるメリットを生かした送水管のループ化などの新規事業や、旧企業団の耐用年数を経過した施設を更新する統合関連事業の2事業から構成されております。

今年度は、4月1日付で厚生労働省から合わせて12億4,280万円の予算配分を要望どおり受けており、順次工事を発注しているところであります。

7月末現在の発注率は、経年施設更新事業で62%、統合関連事業で39.3%、補助事業全体で

は49.9%の発注率となっており、残る事業についても、準備が整い次第発注を進める所存であります。

発注後におきましては、工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

次に、平成26年度水道イノベーション賞受賞について申し上げます。

この賞は、公益社団法人日本水道協会において、多くの課題を抱えながらもその克服に尽力している協会正会員をたたえ、水道界が新たな取り組みに着手する機運を高めるべく、今年度会長表彰の一つとして新たに設けられたものであります。

今般の受賞は、岩手中部地域水道事業における用水供給と末端給水の垂直・水平統合による広域化への取り組みが先進事例として高く評価されたことによる受賞であり、また当企業団を含め全国で2団体のみを受賞ということで、まことに光栄と存じます。

これもひとえに企業団議会の議員各位、構成市町長を初め多くの水道関係各位の御尽力のためものと深く感謝申し上げる次第であります。

なお、表彰式につきましては、10月29日に名古屋市で開催される平成26年度全国会議で表彰が行われる予定であります。

以上、申し上げまして業務報告といたします。

○議長（星 俊和君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 現金出納検査の報告

○議長（星 俊和君） 日程第7、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（吉田 修君） 現金出納検査の報告をいたします。

岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計、平成26年1月分、2月分、3月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務は適正に行われていると認めた。

岩手中部水道企業団水道事業会計、平成26年4月分、5月分、6月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務は適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（星 俊和君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第 8 議案第29号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（星 俊和君） 日程第 8、議案第29号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） 議案第29号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、企業長、副企業長及び監査委員への費用弁償について、鉄道賃、船賃、航空賃及び食卓料に係る支給額を定めるものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

お手元に配付しております議案第29号資料もあわせてごらんくださるようお願いいたします。別表第 2 は、特別職の職員が職務のため旅行した際の費用弁償の額を規定するものでありますが、新たに鉄道賃、船賃、航空賃及び食卓料を追加するものであります。

次に、施行期日であります。本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。9 番高橋議員。

○9 番（高橋 進君） 御説明いただきました食卓料のことでちょっとお尋ねをいたしますが、特別職の費用弁償に関する条例の 4 条では、職務のため旅行したときはというふうになっておりますが、想定している内容として食卓料が、例えば日帰りのときも支給対象になるのかとか、そこを運用で整理するということなのかもしれませんが、できればそういう基準みたいなものを記載したほうがよろしいのではないかというふうに思えますので、その部分を御説明いただきたいということと、単価の2,600円について、何かしらの根拠があたりだろうと思っております。

で、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 9番の高橋議員の御質問にお答えいたします。

食卓料といいますのは、水路及び航空機による旅行で船内泊、機内泊が必要な場合において、船内泊、機内泊に対して宿泊料というのが支給されないということになっておりますので、それで当該の船賃及び航空賃に食事代が含まれていない場合に食事相当分を旅費として支給するものということになっております。ちなみに、2,600円の根拠でございますが、日当と同じ金額を見ているということになっております。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 9番。

○9番（高橋 進君） おおむね了解しましたが、今おっしゃった内容は、やはり書いておく必要はないのかなということだけちょっとお尋ねしておきます。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 今説明した内容をこの条例の中に書かなきゃならないのではないかとこの御質問だと承りましたが、運用の中でやってまいりたいなと考えております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木健二郎君） ただいまに関連して、最初にお聞きします。

鉄道、船賃、航空賃は結局支給額がそこでなされる場合は、食卓料として2,600円を支給すると。この場合は、宿泊料は支給されないのか、それがまず第1点。

それから、2月6日に、特別職、いわゆる企業長、副企業長、それから監査委員に対する費用弁償の条例が決められたんですが、この鉄道賃、船賃、航空賃、食卓料は入っていませんよね。要するに加えてあるわけでしょう、今回。なぜ2月の段階で入らなかったのかですね。もう既に施行されているんですけれども、この施行日は定めるところが2月からでしょう、多分ね。この間、費用弁償がなされなかったのかどうかですね。それを加えた理由、それからこの間、費用弁償、鉄道賃、船賃、航空賃について支給はなかったのかどうか。これが2点目です。

それから、ちょっと細かくお聞きしたいんですが、鉄道賃、船賃に、乗車に要する運賃、これはわかります。急行料金もわかります。次です。特別車両料金の中の特別車両というのはどういうものか。あと座席指定もわかります。船賃も同じです。この特別船室料金というのはどういうものをいうのか。

それから、航空賃のほうにはそれが入っていないですね。これもランクがあると思うんですが、なぜ入らないのかということでもあります。

それから、食卓料についてです。これは食卓料ですから、日当とか宿泊料に、まず旅館とかホテルに泊まれば含まれるわけですね。例えば船とか飛行機に泊まると、それが出ないものだから支給するということになっているわけですね。先ほど宿泊料と関連するわけですが、それは朝食、それから昼食、ここは一夜につきですから夜だけのものというふうに言えるわけですが、その説明もお願いしたいというふうに思います。

まずこの件についてお願いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 宿泊料、船旅及び航空のときに泊まった場合に宿泊料が出るか出ないか、出ませんということでもあります。

それから、なぜ2月の段階で、にもかかわらず今回こういう形で追加されたのかということでしたが、一般職のほうは運用して、あつてやっておりましたが、特別職のほうはなかったために今回追加したということでございます。それで、今回この議会で追加して提案したところでございます。

それから、特別車両というのはどういう意味だということですが、今いろんな車両がございましてけれども、これで想定しているのはグリーン車両ということ想定しております。今いろんなクラス、タイプも少し高いクラスが飛行機についてもあるわけですが、飛行機は普通の運賃ということで、エコノミーということで載せてあるわけでありまして。

それから、一夜とは何だという、朝食、昼食は含まれないのかということの質問でございますが、一夜ということですので夕食のみということでございます。

それから、実際のところ、特別職の支給はあつたかなかつたかということですが、ありませんでした。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 5番。

○5番（若柳良明君） 特別職、議員も含めて、住民の運賃支給というのはかなり厳しく見られますので、きちっとしたものを置いたほうがいいだろうと。信頼性も持たないとだめだというふうに思いますので、再度お聞きしますけれども、その特別車両というものです。ですからグリーン車もそれは入るでしょうが、今は三つ星だの五つ星だの、グラン車両だの、物すごい桁違いのものもありますよね。これも特別に入るのではないかと私は思っているんですが、

そういう規定がないとわからないですね。グリーン車ととれないわけです。じゃあ五つ星も対象になるんだなあというふうになっていくんじゃないかなということなんです。それは入っていないということなんです、これじゃあわからないわけですよ。ほかのいろんな費用もありますけれども、水道企業団のこれについてお聞きします。

航空賃もあるんですよ、ランクが。一般の部分と、それからビジネス料金とかいろいろあるんですが、なぜ飛行機はエコノミーなんですか。もう1回そこを教えてください。

それから、食卓料。夕食だけが対象となったのならば、朝食、昼食は日当からということになりますよね。これはきちっと決めておいたほうがいいというふうに思います。

それから、2月に定めがなかったから入れたという程度の答えでは、私は答えになっていないと思う。なぜそうなったのか。単なる入れ忘れたのか、今まで必要性はなかったのかな。そこもちょっと答えがなかったのか、なぜ今の8月の段階で持ってきたか。この半年間、こういう必要性はなかったのかというふうになるんですが、その点、もう一度お願いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 朝食については、日当という形でなるかと思えます。

それから、クラスについては運用のほうで考えていきたいと思えます。定めるかどうかについては、今後検討させていただきたいと思えます。

なぜ2月にわからなかったかということでございますが、確かにそのときは気づかなかったというのがございました。今回、特別職の旅費等を当然今後支給していかなきゃならないということで、新たなところで再度検討して、また例規集をつくらなきゃならないということで、皆さんのお手元のほうにまだ例規集が行っておりませんので、その意味で確認をしたという経緯がありまして、その中で漏れていたなということで、今回追加提案をさせていただいたところがございます。そういう状態ではございました。

以上です。

○議長（星 俊和君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長（星 俊和君） 日程第9、議案第30号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） 議案第30号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、水道法その他の法令に定めがあるもののほか、岩手中部水道企業団水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

お手元に配付しております議案第30号資料もあわせてごらんくださるようお願いいたします。

第36条は、給水装置工事の分岐に係る検査について、文言の整理を行うものであります。

次に、施行日であります。本条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。11番鈴木議員。

○11番（鈴木健二郎君） ちょっと説明してほしいので伺います。

提案理由は分岐に係る検査についての文言整理というふうにあるんですが、まずこれまで現行は、「配水管からの分岐及び給水装置の撤去の立会い」となっております。今度改正後は、「給水装置工事の分岐検査」となっていますが、この「立会い」と「検査」という、考えればちょっと違うかなというふうに私は思うんですが、なぜ検査ということにまとまったのかということをお聞きしておきます。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 文言の整理の具体的な内容についての質問だと思います。

まず、配水管からの分岐という形ですが、現場では配水管のみではないということがありまして、そこで給水装置工事という形でまず文言を一回整理させていただきました。というのは、大きな管から分岐する、当然それもありますけれども、一般の方々が共同で引いた管からも分岐する場合もあるだろうということで、それで配水管だけではないねということで、給水装置

工事という形で整理をさせていただきました。

次にもう1点、給水装置の撤去の立ち会いということなんですけれども、分岐の時点で撤去すると撤去立ち会いではないということで、竣工時、いわゆる検査が終わった後に、もとの今まで使っていたやつをとめるということでございますので、その時点での確認であろうということで、その文言を削除させていただいたと。その2点で今回の条例の提案ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番。

○11番（鈴木健二郎君） 私のあれでは理解できないんですが、要するに立ち会いというのと検査という、立ち会いというのは第三者が立ち会いをして、それで分岐が撤去されましたという確認をするわけでしょう。検査となると、また違うわけですね。やっぱりそこにはある程度の一定の知識を持った点検というものが伴ってくると私は思うんですけれども、ですから、一般の住民から見ると全然違うんじゃないのというふうに、立ち会いと検査をもうちょっとわかりやすくお願いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 具体的に検査の内容というか、分岐の中身についてちょっと御説明したいと思います。

給水装置工事は、当然水道を使いたい方々から申し出を受けるわけなんですけど、その際、市の水道管から水を使いたいというのは分岐という作業がございます。その際は、要するに市が管理している管でございますので、立ち会いをして安全であるということを確認する必要があります。さらに、その管に漏れがないかということで検査をいたします。要するに分岐しても大丈夫ですかという検査も当然その場にありますので、それで分岐検査という言葉は残したということです。

○議長（星 俊和君） 11番。

○11番（鈴木健二郎君） 中身についてはわかりましたが、今までのこの言葉で何か不都合が出てきたのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明彦君） 不都合が実は出てきたわけございまして、というのは紛らわしいということで、分岐でも撤去したときに一緒にお伺いをとるのか、二重にとるのかとか、そういうことがありましたので、その撤去という言葉をまずなくして、撤去のほうは確認、最後の竣

工のほうでやろうということ、そういう紛らわしいことがあったということで整理させていただいたということでございます。

○議長（星 俊和君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 俊和君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第2回岩手中部水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 4時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 星 俊 和

岩手中部水道企業団議会議員 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 星 敦 子